

答弁書第一二三四号

内閣参質一八〇第二二四号

平成二十四年八月十七日

内閣総理大臣 野田佳彦

参議院議長 平田健二殿

参議院議員森まさこ君提出森林再生のための新制度創設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員森まさこ君提出森林再生のための新制度創設に関する質問に対する答弁書

一及び二について

福島復興再生基本方針（平成二十四年七月十三日閣議決定）においては、福島県における森林整備の在り方について、「公益的機能の発揮及び被災地の復興を図る観点から間伐等の森林整備を推進する」とするとともに、森林除染の在り方について、「まずは住居等近隣の森林の除染から進めていくこととしているが、住居等近隣以外の森林の除染の在り方については、国は、蓄積されつつある技術的知見を踏まえ、できる限り早期に検討を進め、一定の方針を示す。」としている。また、林野庁においては、森林施業等による森林内の放射性物質の除去、拡散抑制等のための手法に関する技術的な検証、開発等を進めているところである。お尋ねのような森林施業の実施、森林における路網整備等を森林の除染と一体的に行うための事業の創設に関しては、今後、これらの検討、検証等の結果等を踏まえ、政府として対応を検討していくこととしている。

三について

東日本大震災の被災地等における木質バイオマス発電施設の導入については、東日本大震災復興交付金、

森林整備加速化・林業再生基金及び再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援復興対策事業費補助金による助成措置を講じているところであり、引き続き、必要な予算の確保に努めていく考えである。